

令和4年度

事業計画

つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

目 次

＜社会福祉を取り巻く情勢＞	1
---------------	---

＜事業方針＞	2
--------	---

＜事業計画＞

Action1 地域福祉の推進基盤を担う市町社協への支援	4
Action2 権利擁護を基盤とした包括的な相談支援	7
Action3 社会福祉法人の経営基盤強化と地域公益活動への支援	10
Action4 福祉人材の確保・定着と外国人介護技能実習生への支援	13
Action5 福祉専門職の育成支援	17
Action6 幅広い主体や社会資源がつながる地域づくり活動支援	21
Action7 大規模災害に備えた支援体制づくり	23
組織基盤強化にかかる取り組み	26

【表示の解説】

新…新規事業 / 拡…拡充事業 / …共同募金配分金事業

社会福祉を取り巻く情勢

人口減少・少子高齢化が進み、地域社会のあり様が変容するなか、社会的孤立や貧困・格差がますます広がり、「8050 問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」等、地域生活課題の複雑化・多様化等の課題が顕在化しています。

これらの状況に対応するため、国では「地域共生社会の実現」に向けた改正社会福祉法が令和 3 年 4 月より施行され、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制づくりが進められています。

また、社会福祉法人の地域公益活動や社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）への期待も高まっています。

コロナ禍で顕在化・深刻化した社会的孤立や生活困窮等の課題に対して、本会では生活福祉資金の特例貸付等により多様な相談・生活支援を行いました。改めて暮らしを支える公的なセーフティネットのあり方が問われています。

特に、令和 4 年度からは、膨大な特例貸付の債権を管理しながら、償還事務を進めていくことが求められ、県行政や市区町社協との連携強化は欠かせません。

一方、福祉現場の人材不足はますます深刻化しています。福祉サービスを安定的・継続的に提供していくためには、福祉の仕事のイメージアップや処遇改善、介護ロボットの活用などの労働環境の整備等、抜本的な対策は急務です。

福祉・介護現場ではコロナ禍での「3 密防止」の徹底等、感染対策に苦慮しながら福祉サービス提供が行われています。

また、地域では、民生委員・児童委員やボランティアなどの担い手不足と相まって、見守りや支え合い活動の停滞が危惧され、新たなつながりづくりが課題となっています。第 4 期「兵庫県地域福祉支援計画」に基づいた地域福祉の推進、公民協働によるユニバーサル社会づくりの着実な推進が求められます。

今後想定される南海トラフ地震や豪雨災害等の大規模災害に備えるためには、市町域・県域、そして広域連携による行政・社協・社会福祉法人等による協働支援体制づくりが必要です。

本会は、昨年、創立 70 周年を迎え、「県社協 2025 年計画」の推進により、市町社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人、行政、NPO などのさまざまな主体との連携・協働しながら、「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」を進めていきます。

事業方針

令和4年度は、「県社協2025年計画」の2年目となり、基本目標に掲げた「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」の着実な推進と、ポストコロナ社会に向けた「共生のまちづくり」のプラットフォーム機能の強化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活福祉資金の特例貸付の債権管理・償還の仕組みづくり、及び「つながりで笑顔輝く」推進プロジェクトの着実な推進を図ります。

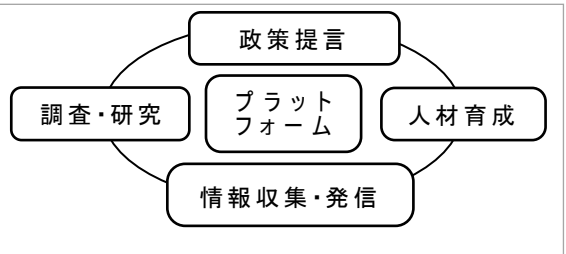
県社協の役割・機能 と 重点的な取組み

使命：県内の地域福祉を進める主体と協働し、私たちが目指す共生のまちづくりをすすめること

役割

- 県域の地域生活課題の明確化
- 多様な主体による地域福祉活動の推進
- 社会福祉事業者への経営支援
- 地域福祉に携わる人材・活動者の養成・育成
- 権利擁護支援とセーフティネット

機能



- ポストコロナ社会に向けた、暮らしを支える新たな仕組みの検討と働きかけ

つながりで
笑顔輝く
共生のまちづくり

1. 地域福祉の推進基盤を担う市町社協への支援
2. 権利擁護を基盤とした包括的な相談支援
3. 社会福祉法人の経営基盤強化と地域公益活動への支援
4. 福祉人材の確保・定着と外国人介護技能実習生への支援
5. 福祉専門職の育成支援
6. 幅広い主体・資源がつながる地域づくり活動支援
7. 大規模災害に備えた支援体制づくり

コロナ禍で生じた課題解決・改善に向けた取り組み

8. 事業展開に向けた組織基盤強化等

令和4年度の重点的な取組み

1. コロナ禍における全県的な共生のまちづくりの推進

コロナ禍で浮き彫りとなった社会的孤立や生活困窮等の課題の解決・改善に向け、包括的支援体制づくりとともに、市町社協や社会福祉法人、多様な主体と協働しながら「つながりで笑顔輝く」推進プロジェクトを進めます。

2. 新型コロナウイルス特例貸付の償還管理・相談支援の仕組みづくり

新型コロナウイルスの影響で収入の減少等があった世帯を対象にした生活福祉資金貸付事業の特例貸付について、適切な償還管理とともに市町社協等と連携した相談支援を進めます。

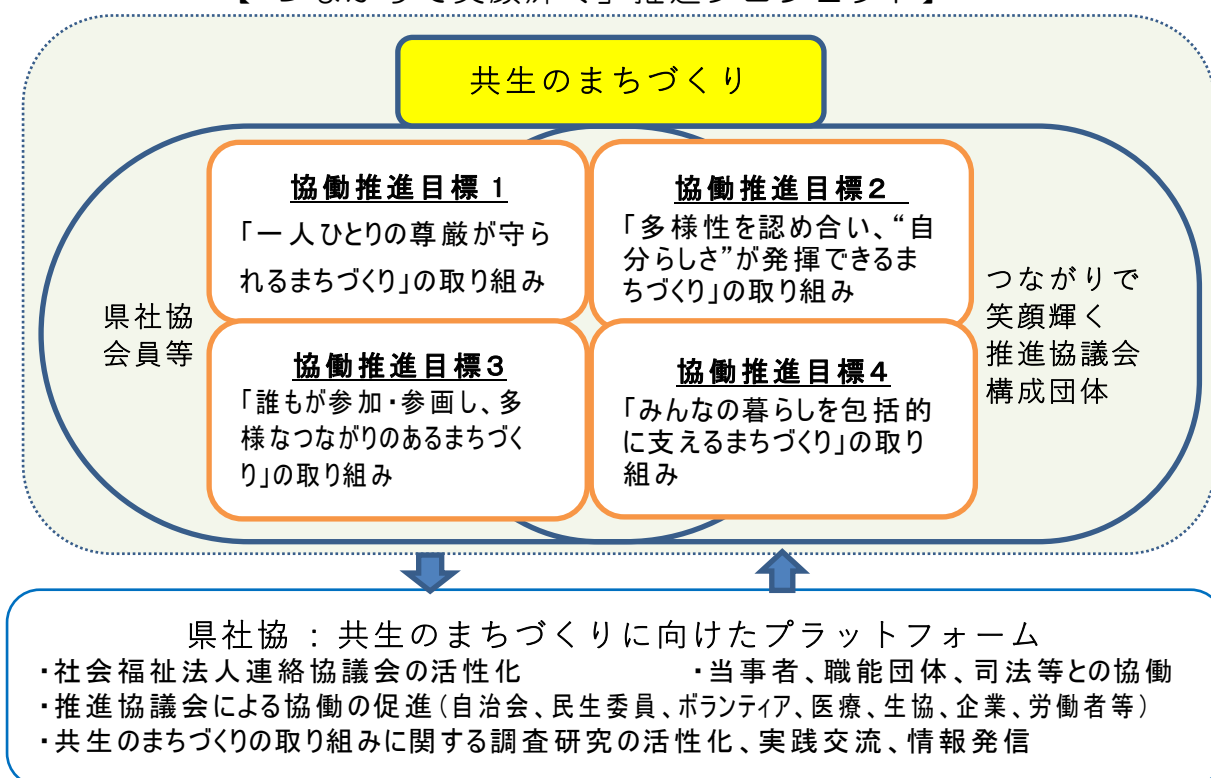
3. 福祉・介護人材の確保・育成・定着、福祉のしごとのイメージアップ

福祉人材センターにおける地域相談窓口の運営やオンライン面談、福祉のしごとのPRの取組みの強化とともに、外国人技能実習生の受入の促進と特定技能への移行を支援します。また、社会福祉専門研修や職場内研修の充実により人材育成を支援します。

4. 大規模災害に備えた支援体制づくり

平時から災害に備えるため、災害ボランティア活動を行う団体・グループに対する支援や、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動などに協力します。

【「つながりで笑顔輝く」推進プロジェクト】



Action 1 地域福祉の推進基盤を担う市町社協への支援

市町域における地域福祉推進の基盤づくりに向けて、市町社協が地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた連携・協働の場（プラットフォーム）としての機能を発揮できるよう、全県的な地域福祉推進上の検討・協議の場づくりを行います。

1 市町社協が地域福祉推進組織としての役割を発揮するための組織基盤を強化します

(1) 市町社協の組織基盤強化に向けた支援

市町社協が地域福祉のコーディネート役としての役割を発揮できるよう、会長や事務局長などの階層ごとの協議・研究の場や地域福祉推進のための人材育成の場づくりを進めます。

- ① トップマネジメントセミナー（県内社協会長会議）（8月）
- ② 市町社協活動推進協議会の運営支援 総会（8月）／幹事会（6月・12月・3月）
- ③ 県内社協事務局長会議（5月・9月・12月・2月）
- ④ 地域福祉推進情報の発信（随時）
- ⑤ 県内ブロック、市町社協への個別訪問・相談対応による支援

(2) 地域福祉に関するデータの整理・分析（8月）

県内社協の活動・事業や各市町の地域福祉の基礎データを整理・分析し、「ひょうご地域福祉データ集」として発行します。（300部／県社協ホームページで公開）

(3) 市町社協経営改善支援事業

県内社協の経営改善に向けた主体的な取り組みを促進するため、次の取り組みを行います。

- ・ 社協経営検討会議の設置（年2回）
- ・ 社協経営セミナーの開催（12月）
- ・ 財務会計個別指導（専門家派遣）の実施（9～10月）
- ・ 介護・障害サービス事業職員交流・勉強会の開催（3月）

(4) 地域福祉推進のための計画策定支援・活動支援

「市町地域福祉推進計画」の策定や評価活動への参画・支援を行います。

2 包括的支援体制の構築に向けたコミュニティワーカーの育成と地域福祉活動を支援します

(1) 新 包括的な支援体制の構築支援

各市町域における包括的支援体制の構築及び重層的支援体制整備事業の推進を図ることを目的として、次の取り組みを行います。

- ① 包括的支援体制づくりセミナー（重層的支援体制整備事業情報交換会）（9月）
- ② 包括的支援体制づくり推進会議（2回）

（２）生活支援コーディネーター等の活動支援

市町域において社会的孤立を生まないつながりのある地域づくりを推進するため、生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置促進を図るための研修等を兵庫県と連携しながら開催します。また、生活支援コーディネーター推進員を配置し、県内の実践事例を収集・発信します。

- ①生活支援体制整備事業管理者会議（５月）
- ②生活支援体制整備事業セミナー（基礎・７月、実践・１１月）
- ③生活支援体制整備事業フォローアップ研修（１～２月）
- ④オンライン情報交換会（年間）
- ⑤生活支援コーディネーターネットワーク企画会議の設置（年間）
- ⑥メールニュース「兵庫えんだより」の発行（年間）
- ⑦**新** インターネットを通じた実践事例の発信（YouTube 年間）



コロナ禍での活動事例を発信する兵庫えんだより

（３）社協ワーカー実践研究会議の開催（７月・１０月）

（４）中間マネジャー、コミュニティワーカーの育成

- ①社会福祉協議会新任職員研修（４月・５月、新任 90 名）
- ②管理職研修（７月、管理職以上 50 名）
- ③**新** 組織マネジメント基礎講座（オンデマンド）（通年、管理職以上 100 名）
- ④地域福祉研修（８月、中堅 50 名）
- ⑤地域福祉ゼミナール（１１月～、中堅 20 名）

（５）兵庫県民生委員児童委員連合会との連携（研修共催）

- ①新任民生委員・児童委員研修会（定例 5 月、一斉改選後 2～3 月）
- ②主任児童委員部会全県研修会（７月）
- ③民生委員・児童委員研修総会（９月）
- ④民生委員・児童委員会長等研修会（１月）

（６）民生委員互助共励事業の運営

- ①互助事業
- ②指定民生委員児童委員協議会育成事業（令和 3 年度から 2 か年指定（宍粟市、猪名川町））
- ③民生委員・児童委員の地域福祉実践を支援するための研修の開催助成
- ④民生委員互助共励事業運営委員会（６月・３月）

（７）**拡** 民間福祉サービス団体等との協働促進

- ①兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会の事務局運営
・総会・講演会 / 理事会 / 企画・研修部会 / 職員研修会（新任・現任）

- ・**新** 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会研究大会の開催協力（10月）
- ②兵庫県ホームヘルプ事業者協議会の事務局運営
 - ・総会・管理者研修 / 理事会 / 職員部会 / サービス提供責任者研修
- ③兵庫県宅老所・グループホーム・グループハウス連絡会への協力
- ④高齢者、障害者、子ども家庭福祉に関する啓発協力

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 市町村社協が地域福祉推進組織としての役割を発揮するための組織基盤強化 (1) 社協経営検討会議の開催	検討会		見直し	新検討会	
	専門家派遣 (5 か所)	(5 か所)	見直し (5 か所)	新事業の 展開	
2. 包括的支援体制の構築に向けたコミュニティワーカーの育成と地域福祉活動への支援 (1) 「重層的支援体制整備事業」推進市町村社協への支援	情報交換会 (推進市町8市町)	(同15市町)	推進会議 (同20市町)	(同30市町)	(同40市町)

Action 2 権利擁護を基盤とした包括的な相談支援

すべての人の尊厳が守られ、地域社会とのつながりの中で自分らしい生活が送れるよう、どのような相談もいったん受け止め、必要な支援や関わりにつなげる包括的な相談支援の体制が、各市町域で構築されるための取り組みを進めます。

1 生きづらさを抱える人々を含めた相互エンパワメントを促進します

(1) セルフヘルプグループ等との協働促進

- ① ひょうごセルフヘルプ支援センターへの協力
- ② 東日本大震災の県内避難者支援団体「避難サポートひょうご」の運営協力

(2) ひょうご若年性認知症支援センターの運営

- ① 相談窓口の運営および個別支援
- ② 若年性認知症支援担当者研修（2回）
- ③ 家族介護者連絡会、前頭側頭型認知症家族交流会、家族介護者研修など家族会等への支援（7回）
- ④ 「若年性認知症とともに歩むひょうごの会」等の当事者グループ運営支援（7回）
- ⑤ 若年性認知症普及啓発活動



「若年性認知症とともに歩むひょうごの会」の様子

(3) 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の運営

- ① 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会選考委員会の開催（7月）
- ② 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の開催（8月、2月）
- ③ 苦情解決合議体の開催（毎月1回）
 - ・巡回相談の実施（3か所 サービス提供事業所）
 - ・事業所向けポスター・チラシの配布 / 利用者向けリーフレットの配布
- ④ 苦情解決セミナー（1回）
- ⑤ 運営監視合議体の開催（8～2月、3回）
- ⑥ 現地調査の実施（5～1月、8か所）

2 意思決定支援を中核とした権利擁護体制づくりを支援します

(1) 兵庫県権利擁護・成年後見推進事業

成年後見制度利用促進法施行に伴う地域連携ネットワークの構築や中核となる機関の設置に向けた動きを包括的な支援体制や総合相談につなげていくため、県内の「権利擁護支援センター」「成年後見支援センター」の機能充実や体制整備に向けた検討を通じて、市町域の総合的な権利擁護体制づくりを進めます。

- ①兵庫県権利擁護・成年後見推進会議（５回）
- ②市町域での成年後見利用促進にかかる取組の推進支援

（２）日常生活自立支援事業の実施

判断能力が十分でない障害者等が、自立した地域生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業を実施し、その従事者の資質向上や普及啓発を行います。また、市町社協と協力し、令和元年度から転換した事業実施体制（全市町実施方式と二者契約）の定着を図ります。

- ①契約締結審査会
- ②専門員会議等（６回・Web会議含む）
- ③新任専門員研修会（５月）
- ④専門員研修会（９月）
- ⑤生活支援員研修会（１０月）
- ⑥調査研究・広報啓発

（３）権利擁護に関する相談及び関係機関との連携

3 困りごとを受け止め支える相談支援体制づくりを支援します

（１）生活困窮者自立支援制度の推進・支援

生活困窮者自立支援制度による困窮世帯の自立支援が効果的に機能するよう、市区町社協及び関係機関等の連携強化や相談支援の向上に向けて取り組みます。

- ①生活困窮者支援連絡促進会議（３回）

（２）生活福祉資金貸付事業の実施

生活困窮世帯等の課題を抱える世帯に対し、生活福祉資金の貸付けをとおしてその世帯の自立に向けた支援を行います。

- ①生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）及び臨時特例つなぎ資金の貸付等による生活支援
- ②生活福祉資金新任担当職員研修会（５月）
- ③生活福祉資金担当者会議（９月）
- ④生活福祉資金運営委員会（年間）
- ⑤不動産担保型生活資金審査委員会（年間）
- ⑥業務訪問（年間）

（３）**新** 新型コロナウイルス特例貸付の償還管理・相談支援体制づくり

約７万５千世帯の特例貸付の償還開始の初年度にあたり、償還管理体制の構築及び借受人に対しての相談支援体制を市区町社協及び自立相談支援機関等、関係機関と構築します。

- ①新型コロナウイルス特例貸付にかかる償還体制の構築（年間）
- ②償還免除の対応（年間）

(4) 震災特例貸付の債権管理

- ① 震災特例貸付にかかる継続した償還指導 / 償還困難債権の処理

(5) ひとり親家庭、児童養護施設退所者等への貸付事業の実施

- ① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
② ひとり親家庭住宅支援資金
③ 児童養護施設退所者等自立支援資金

(6) 友愛事業の実施

ひょうごボランティア基金の果実収入及び寄附金をもとに、児童福祉施設入所児童・交通遺児等に支援を行います。

- ① 児童福祉施設入所児童等激励事業
② 児童福祉施設入所児童等私立高等学校等入学支援事業
③ 児童福祉施設入所児童等就職支度金支給事業
④ 交通遺児激励事業
⑤ 中学校卒業交通遺児激励事業
⑥ 友愛事業助成

【参考】2025年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 意思決定支援を中核とした権利擁護体制づくりの支援 (1) 「兵庫県権利擁護・成年後見推進会議」における課題分析・支援策の検討、市町支援の展開	市町訪問等 実態把握 (20回) 会議4回 中間報告	市町訪問等 実態把握 (20回) 会議4回 報告書	個別市町、 社協支援 (20回) 会議2回 フォーラム	 	
2. 困りごとを受け止め支える相談支援体制づくりの支援 (1) 生活困窮者支援連絡促進会議の開催等を通じた関係機関間連携による困窮者支援と地域づくりの促進	困窮者支援連絡会 1回	困窮者支援連絡会 3回	まとめ発行 支援連絡会での検討結果に基づく事業展開		

Action 3 社会福祉法人の経営基盤強化と地域公益活動への支援

一人ひとりの暮らしを包括的に支える視点で、社会福祉法人が福祉サービスの一層の質の向上を進めるとともに、多様な暮らしのニーズに対応した地域公益活動が全県的に推進できるよう、市町社協や施設種別協議会、幅広い団体・機関と連携・協働し、法人の経営支援の充実・強化を図ります。

1 社会福祉法人への経営支援を強化します

(1) 経営力向上を目的とした事業・セミナー等の開催

事業譲渡や合併を見据えた大規模化、制度改正など社会情勢の変化を見据え、社会福祉法人の経営力が向上するよう各種事業の支援を行います。

- ① 社会福祉法人経営トップセミナー
- ② 社会福祉法人理事長のための経営講座
- ③ **拡** 社会福祉法人経営強化検討委員会

「財務編」に続き、「ガバナンス編」の検討を行います。

- ④ 社会福祉法人経営に関する所轄庁との意見交換会
- ⑤ 経営協総会（記念講演会）、理事会、定例会
- ⑥ 経営協情報発信、政策提言活動
- ⑦ 青年協議会事業（代議員会・研修会等）

(2) 社会福祉法人の経営力を高める応援事業の実施

- ① 経営計画普及セミナー
- ② 経営計画策定リーダー養成ゼミナール
- ③ 経営計画策定支援指導者派遣事業
- ④ 社会福祉事業経営相談事業
- ⑤ 社会福祉資金貸付事業

(3) 社会福祉法人の経営リスクに対する補償制度の運営

- ① ひょうご福祉サービス総合補償制度の運営
- ② リスクマネジメント研修の実施（2月）
- ③ 集団扱い保険制度への加入促進

(4) 民間社会福祉事業職員互助会事業の運営

- ① 給付事業（結婚祝金、出産祝金、長期勤続者慰労金等、約 5,000 件）
- ② 貸付事業
- ③ 会員交流事業（会員のつどい、チケット幹旋、宿泊旅行、日帰り旅行 等）
- ④ 事業利用活性化事業（㈱リロクラブ「クラブオフ」活用）
- ⑤ 互助会メールネットの運営
- ⑥ 職場定着支援事業
- ⑦ 手帳等配布、商品割引幹旋、指定割引施設との提携 等

⑧ **新** 会員満足度アンケートの実施

事業参加者に会員満足度などのアンケートを実施します。

⑨ 福利厚生ニュースの発行

⑩ 民間社会福祉事業職員互助会事業運営委員会の開催

⑪ 「福利厚生センター（ソウェルクラブ）」事務の一部受託

（５）民間社会福祉事業職員退職共済事業の運営

① 退職一時金・遺族一時金の給付（約 2,000 件）

② 制度実施状況報告書の発行と制度 P R、「退職共済ニュース」の発行（1 回）

③ 民間社会福祉事業職員退職共済事業運営委員会

④ 事務説明会（1 回）

⑤ **新** 財政再計算及び年金 A L M 分析の実施

掛金率、予定利率等について財政再計算を行うとともに、将来の資産及び負債を予測し適切な資産運用のための基本方針を策定します。

⑥ 福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当共済制度（全国共済）」事務の一部受託

（６）社会福祉法人・種別協議会との連絡・調整

2 社会福祉法人の地域公益活動を支援します

（１）社会福祉法人地域公益活動推進事業の実施

「社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」の設置促進を引き続き図るとともに、活動がより活発に、充実したものとなるよう支援します。

① 社会福祉法人連絡協議会設立支援事業

② **拡** 社会福祉法人連絡協議会活動支援事業

各法人連絡協議会が実施する事業に対し、活動費の一部（上限 5 万円）を助成します。

③ 社会福祉法人連絡協議会代表者等連絡会

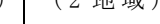
④ 地域公益活動推進セミナー

⑤ ホームページ・機関紙等による情報発信

⑥ 市町社協、関係団体との連絡調整

【参考】2025 年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 社会福祉法人経営強化検討委員会の開催、報告書の作成・活用、及び経営強化支援体制の構築					
（１）検討委員会の開催	検討委員会	→			
（２）報告書（財務、労務、ガバナンス）の作成	報告書作成	→			
（３）セミナー、研修会等の実施			セミナー等実施	→	→
（４）チェック＆サポート体制の構築			体制構築	→	→

2. 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへ んネット）の推進 (1) 全県連絡会の開催 (2) 地域別連絡会の開催	全県連絡会 地域別連絡会 (2 地域)				
					

Action 4 福祉人材の確保・定着と外国人介護技能実習生への支援

質の高い福祉サービスを安定的・継続的に提供できるよう、その根幹となる福祉人材の確保・定着に向けた支援をハローワークや市町行政等の関係機関と連携して取り組むとともに、外国人介護技能実習生の円滑な受入と実習生が安心できる環境整備を進めます。

1 福祉人材の確保・定着に向けた取り組みを強化します

(1) 福祉人材センターの運営

- ① 総合相談窓口の開設
- ② 福祉人材職業紹介事業
- ③ 福祉人材センター運営委員会の開催

(2) 福祉のおしごと探し総合支援サイトの運営

WEBによる面談ができるコーナー、各法人等を紹介するコーナー、各種情報発信コーナー等を設けた総合的なワンストップサイトを運営し、福祉職場の魅力を発信するとともに人材確保を図ります。

(3) **拡** 就職総合フェア等の開催

- ① 福祉の就職総合フェア（7月・3月）
- ② 就職説明会（9～11月）
市町と共催により開催する
- ③ **新** オンライン就職説明会（7月）

但馬地域をモデルに学生や求職者の帰省時期の前に開催し、帰省後の事業所訪問等に繋がります。

(4) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

キャリア支援専門員（3名）を配置し、福祉分野への就労希望者の掘り起し、求職者のニーズに合わせた新規求人の開拓など、求職者と求人事業所とのマッチング機能の強化を図ります。

- ① ハローワーク巡回相談（10か所）
- ② 出張相談会（毎月第1木曜）
- ③ 県内外の福祉系学校等及び法人への訪問
- ④ 複数事業所連携事業

(5) 相談窓口の拡充

県内5か所（西宮、宝塚、加古川、姫路、豊岡）に相談員を派遣し、福祉分野への就労希望者の相談に応じます。

(6) 社会福祉法人就業者確保支援事業の実施

社会福祉法人における職員の人材確保・定着を促進するため、自法人職員に対する奨学金返済支援制度を有する社会福祉法人に対し、その負担額の一部を補助します。

(7) 福祉のおしごと魅力発信事業の推進

福祉の仕事のやりがいや魅力を多くの人に伝える各種広報・啓発事業を展開し、福祉・介護の仕事に対する理解と人材の参入の促進を図ります。

① 一般求職者・高校生・大学生等の福祉体験機会の提供

② 福祉 バスツアーによる福祉職場見学の実施

市町、ハローワーク等関係機関と連携し、体験・学びを中心に、指導教員・学生・保護者等を対象としたツアーを実施します。

③ 福祉・介護のプロモーションビデオの作成、活用

介護ロボット、ICT 等を活用した事例を紹介するなど、福祉・介護の仕事の魅力を発信します。

④ 民間企業が主催する就職フェア等への出展

⑤ SNS を活用した広報・啓発の実施（ホームページ・Facebook・YouTube による情報発信）

(8) 福祉人材の確保・定着に向けた研修の開催

社会福祉施設等の人事・採用担当者を対象に、人材の確保・定着等に向けたノウハウを習得するための研修を実施します。

(9) 教員免許取得希望者の介護等体験事業の実施

「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、小中学校普通教員免許状取得希望者の社会福祉施設等での介護等体験事業の受入調整等を行います。

(10) 介護福祉士修学資金等貸付事業の実施

① 介護福祉士修学資金の貸付

② 社会福祉士修学資金の貸付

③ 介護福祉士実務者研修受講資金の貸付

④ 離職した介護人材の再就職準備金の貸付

⑤ 介護分野・障害福祉分野就職支援金の貸付

⑥ 福祉系高校修学資金の貸付

(11) 職場研修支援事業の実施

福祉職場における研修体制の充実を図るため、県からの委託事業により「職場研修アドバイザー」を配置し、各福祉職場における研修の実施の促進と定着を支援します。

① 職場研修アドバイザーによる職場研修支援

② 職場研修企画担当者研修（12 月、職場研修担当者 80 名）

③ 職場研修推進セミナー（6 月、リーダー・管理職以上 90 名）

④ 0JT リーダー養成研修（基礎編）（7 月、0JT 担当者 1～3 年程度 90 名）

⑤ 0JT リーダー養成研修（実践編）（8・11 月、中堅 60 名）

(12) 子育て支援員研修の実施

子育て支援の仕事に関心を持ち、地域型保育や地域子育て支援の各事業等に従事することを希望する者に対する研修を実施します（県委託事業）。

- ① 基本研修【2 回開催】（保育士、幼稚園教諭等の資格を有しない者対象 7・8 月 各 150 名）
- ② 専門研修
 - ・ 地域保育コース（地域型保育）【2 回開催】（8・9 月 各 150 名）
 - ・ 地域子育て支援コース（利用者支援事業（基本型））（11 月 70 名）
 - ・ 地域子育て支援コース（利用者支援事業（特定型））（11 月 30 名）

2 外国人介護人材の確保・定着に向けた支援を進めます

（１）「ひょうご外国人介護実習支援センター」の運営

海外の送出機関と綿密に連携し、Web を活用した随時面接の実施等により、コロナ禍においても県内の福祉施設等が適切かつ迅速に外国人介護技能実習生が受け入れられるよう支援します。

- ① 外国人介護技能実習生の受入斡旋
- ② 水際対策に即した入国後講習の実施
- ③ 外国人介護技能実習生資格取得支援事業の実施
- ④ 受入施設への訪問指導



入国した技能実習生

（２）**新** 特定技能制度の「登録支援機関」としての事業推進

技能実習制度の監理団体の役割に加え、技能実習の満了に伴う特定技能への移行支援など、新たに特定技能制度における登録支援機関としての活動を実施し、外国人介護技能実習生やその受入施設への継続した支援を行います。

- ① 在留資格の変更手続き支援
- ② 1 号特定技能外国人支援計画の策定支援

（３）国際調整員及び専門相談員の設置

外国人介護技能実習生の受入に向けて海外の送出機関等と綿密に連携するとともに、送出国の拡大に向けた調査等を行います。

また、県内の外国人介護技能実習生等への情報提供や相談支援のほか、日本文化の理解や地域との交流の促進を図り、安心して働ける環境整備を支援します。

- ① 送出機関との連絡調整や入国諸手続きの実施
- ② 新たな受入対象国及び送出機関の調査
- ③ 外国人介護技能実習生等への情報提供・相談支援
- ④ 介護の日本語研修等の開催

（４）**新** 外国人介護人材受入・定着支援セミナーの開催

技能実習生や特定技能外国人などの確保・定着を支援するため、既に外国人介護人材を受け入れている施設関係者の取組み事例のほか、資格取得支援や相談対応などの普及を図るセミナーを開催します。

また、各種別協議会主催の会議・研修等に出向き、受入・定着支援に向けた情報発信を行います。

【参考】2025 年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1 機械化・ICT 化などの取組事例の収集・普及	事例の収集 (高齢)	(障害) 普及 (WEB 公開)	(児童、保育)		
2. 外国人介護技能実習生の取得支援 (1) 資格取得支援事業の実施	研修等実施	(取得者 2 名)	(取得者 6 名)	(取得者 4 名)	(取得者 2 名)

Action 5 福祉専門職の育成支援

社会福祉従事者のキャリア形成に資する人材育成が図られるよう、体系的な研修を実施するとともに、各福祉職場における人材育成を支援します。また、多様化・深刻化する地域生活課題に対応するため、制度・分野を超え、生活全体を包括的に捉える多職種連携の視点や住民と協働し地域づくりを進める人材を育成します。

1 社会福祉推進に必要な知識・技術を有する人材の育成を支援します

(1) 兵庫県指定管理研修の実施

兵庫県福祉人材研修センターの指定管理者として、福祉行政職員及び民間社会福祉事業従事者を対象とした各種研修事業を実施するとともに、研修施設等の適切な管理を行います。

<福祉行政職員研修>

研修名	時期	対象・定員
①福祉行政機関新任職員研修	5月	福祉行政に初めて従事する職員 90名
②生活保護新任ケースワーカー研修	6月	福祉事務所経験1年未満のケースワーカー 90名
③生活保護中堅ケースワーカー研修	12月	福祉事務所経験1年以上のケースワーカー 70名
④生活保護医療扶助・介護扶助事務担当者研修	8月	福祉事務所医療扶助・介護扶助担当 45名
⑤生活保護査察指導員研修	9月	福祉事務所査察指導員 30名

<社会福祉事業従事者研修>

研修名	時期	対象・定員
①福祉従事者新任職員研修 (児童福祉・保育)	5・6月	新任保育士・保育教諭 180名
②福祉従事者新任職員研修 (児童福祉・社会的養護)	5月	児童養護施設新任 50名
③福祉従事者新任職員研修 (障害者福祉)	5・6月	障害者福祉施設等新任 180名
④福祉従事者新任職員研修 (高齢者福祉)	6・10月	高齢者福祉施設等新任 120名
⑤新 はじめて福祉の仕事に就く人のための研修 (基礎編)	6・10月	社会福祉の基礎教育を受けていない職員 100名
⑥新 はじめて福祉の仕事に就く人のための研修 (実践編)	7・11月	社会福祉の基礎教育を受けていない職員 100名
⑦福祉従事者中堅職員研修 (アセスメント技術)	2月	高齢・障害福祉施設等中堅 90名
⑧福祉従事者中堅職員研修 (子どもの発達と家庭支援)	7月	児童福祉施設等中堅 90名
⑨福祉従事者中堅職員研修 (職業倫理と権利擁護)	10月	中堅 90名

(2) 社会福祉専門研修の実施

社会福祉事業に従事する職員を対象に、福祉サービスの提供に必要な資質の向上を図るため、現任研修を実施します。

研修名	時期	対象・定員
① ^新 職場研修企画担当者研修	6 月	職場研修担当者 80 名
② 社会福祉協議会新任職員研修	4・5 月	新任 90 名
③ 思いを伝える、コミュニケーション基礎研修	6・8 月	新任 90 名
④ 相談面接技術研修（基礎編）	7・1 月	新任 120 名
⑤ 相談面接技術研修（実践編）	7・8 月 1・2 月	中堅 48 名
⑥ ^新 アンガーマネジメント研修	10 月	中堅 90 名
⑦ チームアプローチ研修	5 月	中堅 90 名
⑧ 地域福祉研修	8 月	中堅 50 名
⑨ 看護職と介護職との連携力強化研修	2 月	中堅 80 名
⑩ 栄養士・調理師研修	2 月	中堅 80 名
⑪ 地域福祉ゼミナール	11 月～	中堅 20 名
⑫ 保育リーダーゼミナール	9 月～	中堅 24 名
⑬ 障害者福祉リーダーゼミナール	10 月～	中堅 20 名

(3) 福祉マネジメント研修事業の実施

社会福祉法人の経営・マネジメントを担う役職員を対象に、必要な知識の習得とスキルアップに向けた各種研修を実施します。

研修名	時期	対象・定員
① 社会福祉協議会新任局長研修	4 月	社協事務局長 20 名
② 人が育ち、自分も伸びるリーダーシップ研修	6・7 月	リーダー・管理職以上 180 名
③ コーチング研修	9・11 月	リーダー・管理職 180 名
④ 新任職員ステップアップ研修	11 月	新任 90 名
⑤ OJT リーダー養成研修（基礎編）	7 月	OJT 担当 1～3 年程度 90 名
⑥ OJT リーダー養成研修（実践編）	8・11 月	中堅 60 名
⑦ ストレスマネジメント研修	9 月	リーダー・管理職以上 90 名
⑧ 管理職研修	7 月	管理職以上 50 名
⑨ ^新 組織マネジメント基礎講座	通年	管理職以上 100 名
⑩ ^新 組織マネジメント実践研修	8 月	管理職以上 90 名
⑪ 職場定着研修	10 月	リーダー・管理職以上 90 名
⑫ 労務管理研修	2 月	リーダー・管理職以上 90 名
⑬ 社会福祉法人理事・評議員研修	7 月	理事・評議員 90 名
⑭ 会計実務基礎講座（通信課程）	6 月～	会計担当 70 名
⑮ 会計実務担当者研修（税務編）	9 月	管理職会計担当 90 名
⑯ 会計実務担当者研修（予算・決算編）	1 月	管理職会計担当 90 名

⑰ 社会福祉法人財務管理研修	2 月	管理職会計担当 140 名
⑱ 新 職場研修推進セミナー	6 月	リーダー・管理職以上 90 名
⑲ リスクマネジメント研修	12 月	リーダー・管理職以上 90 名

（４）介護支援専門員の養成と資質の向上

介護支援専門員の養成と資質向上のため、教材の改良を図り、各種研修を実施します。

研修・委員会等名	時期	対象・定員等
① 介護支援専門員実務研修（後期）	4～7 月	第 24 回試験合格者 589 名
② 介護支援専門員実務研修（前期）	1～3 月	第 25 回試験合格者 380 名
③ 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・更新研修 A（前期）	4～8 月	実務従事 6 か月以上の介護支援専門員 650 名
④ 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ・更新研修 A（後期）	10～3 月	実務従事 3 年以上の介護支援専門員 1,450 名
⑤ 介護支援専門員更新研修 B・再研修	4～9 月	実務経験を有しない介護支援専門員等 800 名
⑥ 介護支援専門員施設ケアマネジメント研修	2・3 月	介護保険施設で実務に従事する介護支援専門員 210 名
⑦ 介護支援専門員研修内容検討委員会	4 回	学識者・実務代表者・行政関係者
⑧ 介護支援専門員研修講師等説明会	4 回	講師及び演習指導者
⑨ 介護支援専門員研修ワークブック改訂会議	3 回	学識者・実務代表者

（５）介護支援専門員実務研修受講試験（10 月、受講希望者約 3,000 名）

2 意欲と実践力を高めるための研修手法の開発と評価機能の強化を進めます

（１）研修の効果測定・評価を高める取り組み

研修の質の向上と福祉現場での研修による波及効果を高めるため、多様な研修形態による受講機会の確保や各研修のフォローアップの充実を図るとともに、関係機関等との連携により、評価機能の強化を目指します。

① 多様な研修形態による受講機会の確保

（オンデマンド型研修の開発やオンライン研修の効果性を高める取り組みの検討）

② 法人・事業所と連携した研修効果を高める取り組みの推進

（受講前の到達目標の確認・受講者と上同等の対話促進）

（２）現場従事者と連携した協議の場づくり

施設種別協議会や職能団体等との連携をもとに、現場実態に即した質の高い研修実施に向けた協議の場づくりを進めます。

① 社会福祉研修委員会の開催（2 回）

② 新 関係機関等情報交換会（仮称）の開催（1 回）

【参考】2025 年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1 社会福祉推進に必要な知識・技術を有する人材の育成支援					
(1) 研修体系に基づく計画的な研修 実施	受講者数 (介護支援専門員研修除く) 3,300 人	3,350 人	3,400 人	3,450 人	3,500 人
(2) 介護支援専門員研修内容の充実	研修内容 「専門Ⅰ」 演習ワークブック発行	検討委員会・講師等説明会 各 4 回 「専門Ⅱ」 演習ワークブック発行			
2 意欲と実践力を高めるための研修手法の開発と評価機能の強化					
(1) 研修評価・フォローアップの仕組みづくり	受講後評価 体系の策定	受講後フォローアップ モデル実施	本格実施		
(2) 現場従事者と連携した協議の場づくり	情報交換会 2 回	検討会議 2 回	(研修共同企画等)		

Action 6 幅広い主体や社会資源がつながる地域づくり活動支援

安心・安全な地域づくりに向け、市町社協をはじめ、ボランティアグループやNPO、当事者団体、企業等の幅広い主体との連携・協働のもと、ボランティア活動の担い手や活動資金の確保に取り組むとともに、多様な主体の交流・連携に向けた新たな場づくりを進めます。

1 ボランティア活動の担い手の拡充・活動の充実に向けた更なる支援を行います

(1) 地域づくり活動情報システム運営事業の推進

地域づくり活動情報システム（コラボネット）を、インターネット上に開設し、地域団体・NPO等の登録を行い、イベント・助成金情報等を発信します。

- ①助成金やイベント、ボランティア活動情報、活動団体情報などの発信（随時）
- ②メールマガジン（コラボNEWS・のじぎくV-NEWS）運営事業（月2回配信）

(2) ボランティアグループ・NPO等に対する資金支援

地域づくり活動や地域における社会的課題の解決に向けた取り組みなどを進めるボランティアグループやNPO等に助成し、その活動を支援します。

- ①県民ボランティア活動助成（ボランティアグループ・団体向け）
- ②**拡** 中間支援活動助成、地域づくり活動事業助成（NPO法人等向け）
- ③特定課題対応助成

(3) ひょうご若者被災地応援プロジェクト事業の実施

企業等からの「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、高校生・大学生等の若者グループが、東日本大震災等の被災地を継続して応援するための事業・人材養成を行います。

(4) NPO設立・運営相談の実施

NPO法人を設立したい人やNPO法人の運営にかかる相談窓口として、情報提供や相談支援を行います。

2 地域課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働による取組を支援します

(1) ひょうごボランティア地域づくりネットワーク会議の開催（3月）

ひょうごボランティア基金の助成を受けた団体・NPOの報告会・意見交換会を開催するとともに、行政・企業等が参画することで、情報交換とネットワークづくりの場づくりを進めます。



ネットワーク会議（オンライン開催）

(2) ひょうごボランティアプラザ「交流サロン」の運営

ボランティアグループやNPOが交流するスペースを、「交流サロン」（印刷コーナー、ミーティングコーナー、資料コーナー、セミナー室等）として設置・運営します。

(3) 企業やNPO等との協働の場づくりの推進

地域づくり活動情報システム（コラボネット）で、協働を希望する企業とNPOのマッチングを進める「企業とNPOの協働のひろば」を運営するとともに、大学コンソーシアムひょうご神戸や大学ボランティアセンターの連携・協働を推進します。

3 市町社協ボランティア・市民活動センターや中間支援 NPO 等の連携・協働への更なる支援を行います

(1) NPOと行政の連携強化

NPO（中間支援団体）が構築しているネットワーク（ひょうご中間支援団体ネットワーク）と連携した意見交換会等を通じ、市民セクターと行政との情報共有の促進を図ります。

(2) 市町・市区町社会福祉協議会連携等会議の開催

地域をより豊かにするために市町や市区町社協等がボランティアセクターと連携・協働した取組を推進します。「災害ボランティアの連携」をテーマに、「大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練」と併せて開催します。（1回）

(3) ボランティア・市民活動災害共済事業の運営

ボランティア・市民活動の発展に寄与するため、ボランティア・市民活動中に生じた事故に対する補償制度としての共済事業を運営します。

【参考】2025 年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. ボランティア活動の担い手の拡充・活動の充実に向けた更なる支援 (1) 「コラボネット」での新規情報発信件数 (2) 県民ボランティア活動助成件数 (3) 中間支援活動助成・地域づくり活動 NPO 事業助成件数	700 件 3,600 件 50 件	700 件 3,600 件 50 件	700 件 3,600 件 50 件	700 件 3,600 件 50 件	700 件 3,600 件 50 件
2. 地域課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働による取組を支援 (1) ひょうごボランティア地域づくりネットワーク会議への参画団体数	55 団体	55 団体	55 団体	55 団体	55 団体
3. 市町社協ボランティア・市民活動センターや中間支援 NPO 等の連携・協働への更なる支援 (1) 市町・市区町社会福祉協議会連携等会議への参加団体数	市町・市区 町社協 60 NPO 等 10	市町・市区 町社協 60 NPO 等 10	市町・市区 町社協 60 NPO 等 10	市町・市区 町社協 60 NPO 等 10	市町・市区 町社協 60 NPO 等 10

Action 7 大規模災害に備えた支援体制づくり

南海トラフ巨大地震等、次なる大規模災害に備えるため、平時より県・市町・市町社協・NPO等の関係機関と連携・協働し、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成や活動の資機材の整備、情報収集・発信等の取り組みを通じ、県域の災害福祉支援体制づくりを進めます。

1 災害時に備えた市町社協の平時からの体制づくりを支援します

(1) 市町社協における災害ボランティア活動支援体制構築の推進

市町社協を対象に災害ボランティアセンターの運営マニュアル作成の支援や運営に携わる人材育成を支援します。また、大規模災害時に市町域で設置される「災害ボランティアセンター」の体制強化を図るため、市町社協ボランティアセンターへの助成等を行います。

- ① 災害ボランティアコーディネーター養成研修（2回）
- ② 市町社協災害救援マニュアル策定支援
- ③ ひょうご災害ボランタリー活動サポート事業（40市町、各100万円）

2 災害ボランティア活動を支える体制の構築・強化を進めます

(1) 災害救援ボランティア活動支援事業の推進

県域の「災害救援ボランティア支援センター」の機能の充実を図るとともに、県・市町・社協（近畿府県・市町）・NPO等と連携し、平時からの災害ボランティア支援体制や人材養成をすすめます。また、全国的な災害ボランティア支援団体等との連携を進めます。

① 「災害救援ボランティア支援センター」の体制強化

大規模災害時に行政、社協、NPO等の支援活動情報や課題を共有する「情報共有会議」を設置するなど、大災害時の体制を充実します。

・ 情報共有会議の設置

- ② 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の実施
- ③ 大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練の実施

県災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議、行政（県・市町）、社協、NPOなどを対象に、南海トラフ巨大地震等を想定した訓練を実施し、全国に発信します。

- ④ 災害ボランティアコーディネーター養成研修（2回）（再掲）
- ⑤ 市町社協災害救援マニュアル策定支援（再掲）
- ⑥ 「ひょうご若者災害ボランティア隊」の運営



連携訓練でのグループワークの実施

⑦災害ボランティアバスの実施

(2) 被災地「絆」ボランティア活動支援事業

東日本大震災、熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨（岡山県）の被災地における復興を支援するためのボランティアバス支援事業を実施するとともに、被災者招へい事業等を行います。

- ① ひょうごボランティアプラザ主催によるボランティアバス事業
- ② 学校等との協働によるボランティアバス事業
- ③ 東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫の運営
- ④ ボランティアバス助成事業（NPO・ボランティア団体等が実施するボランティアバス助成）
- ⑤ 東日本大震災被災者招へい事業

(3) 災害ボランティアの活動しやすい環境づくり

- ① 「災害ボランティア割引制度」等の実現促進

災害復旧・復興支援活動に欠かせない災害ボランティアの活動しやすい環境づくりのため、必要に応じて、国等へ働きかけていきます。

- ② 大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトの実施

大規模災害時に被災地でボランティア活動を行う団体・グループにかかる交通費、宿泊費の一部を助成するとともに、このプロジェクトを活用して被災地でのボランティアに従事しようとする者に対するPCR検査を実施するなど、社会全体でボランティアを支援するしくみづくりについて、全国に発信します。（50 件）



長野県長野市での災害ボランティア活動

3 大規模災害に備えた支援ネットワークの構築を進めます

(1) 「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」への参画

兵庫県が設置している「災害福祉広域支援ネットワーク」に参画し、社会福祉法人経営者協議会や福祉施設種別協議会、市町社協活動推進協議会などの県域団体と協働し、災害時要配慮者支援に向けたネットワークづくりを推進します。

また、災害時における要配慮者への対応、二次被害の防止等を図るために兵庫県が推進している「災害派遣福祉チーム（DWA T）」活動に協力していきます。

【参考】2025 年計画における取組指標

	R3	R4	R5	R6	R7
1. 災害時に備えた市町社協の平時からの体制づくりを支援 (1) 災害ボランティアコーディネーター養成研修の開催	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
2. 災害ボランティア活動を支える体制の構築・強化 (1) 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の開催回数・参加団体数 (2) 大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練への参加者数	3 回 44 団体 110 名	3 回 44 団体 115 名	3 回 44 団体 120 名	3 回 44 団体 125 名	3 回 44 団体 130 名

組織基盤強化にかかる取り組み

県社協が各アクションプランを確実に実施していくため、組織体制、調査・研究及び情報発信の強化等に取り組み、組織基盤強化を着実に進めます。

1 組織体制の強化を図ります

(1) 理事会・評議員会・監事監査・部会等の開催

県社協 2025 年計画に基づく地域福祉の推進に向けて、会員協議の充実と適切な法人運営を図ります。

- ①理事会（6 月・11 月・3 月）
- ②評議員会（6 月・3 月）
- ③正副会長会議（5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月）
- ④監事監査（5 月）
- ⑤評議員選任・解任委員会（随時）
- ⑥総合企画部会（7 月・2 月）

(2) 法人のガバナンスの強化等に向けた取り組み

「内部管理体制の基本方針」に基づく対応を進めるとともに、会計監査人からの指摘事項等を踏まえた業務の改善・効率化に取り組みます。

- ①「内部管理体制の基本方針」に基づく規程・マニュアル等の整備
- ②会計監査の実施と会計監査人からの指摘・指導事項に対する改善

(3) 兵庫県福祉センター等の運営

2 調査・研究と情報発信の強化を図ります

(1) 「共生のまちづくり」推進フォーラムの開催（9 月）



県内各地域で多様な主体がつながり「共生のまちづくり」の取り組みが推進されるよう、「つながりで笑顔輝く」推進協議会とともにフォーラムを開催します。



共生のまちづく推進フォーラムの様子

(2) 機関紙「ひょうごの福祉」の発行、ホームページの運営

- ① ひょうごの福祉の発行（隔月、福祉関係者・一般県民 17,500 部） 
- ② ホームページと SNS の運営

(3) 福祉関係図書等の作成・出版

- ① 新 「介護支援専門員門研修課程Ⅱ 演習ワークブック（改定版）」（9 月）
- ② 拡 「福祉手帳 2023」の発行（12 月）

(4) 岡本基金による海外研修・研究事業の運営

- ① 岡本基金運営委員会の開催（7 月・3 月）
- ② 拡 海外福祉セミナーの開催（1 月）

(5) 社会福祉政策委員会による政策提言活動

- ① 福祉関係者からの政策提言に関する
意見集約（4～6 月）
- ② 県知事への政策提言（8 月）
- ③ 県議会議長等への政策提言（8～9 月）
- ④ 社会福祉政策委員会、県からの回答会の開催
（6 月・7 月・2 月）
- ⑤ 福祉懇談会（9 月）、
知事との懇談会（12 月）の開催



県議会議長・副議長への政策提言

(6) 政策提言に向けた調査研究事業

- ① 政策提言に向けた調査・研究助成事業の実施（3 団体）
- ② 社会福祉情勢セミナーの開催（10 月）
- ③ 県と福祉関係者との意見交換、各種研修会への講師派遣など

(7) 新年福祉のつどいの開催（1 月、社会福祉関係者 350 名）

(8) 社会福祉大会の開催

県内の社会福祉関係者が一堂に会する場として社会福祉大会を開催し、表彰式・記念講演等を行います。

- ① 第 70 回社会福祉大会の開催（10 月、養父市、県内社会福祉関係者等 650 名）
- ② 顕彰選考委員会の開催（7 月）

(9) 共同募金運動に対する協力

- ① 社会福祉法第 119 条に基づく意見具申の実施（5 月）
- ② 共同募金運動への協力（10～3 月）